

本様式は、温存後生殖補助医療を行う医師が記載します。

(表面)

様式第2-2号(第9条第1項第一号関係)

埼玉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る温存後生殖補助医療証明書  
(温存後生殖補助医療実施医療機関)

埼玉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療(※1)を実施し、

1回の治療につき1枚必要です。  
複数回分まとめて申請する場合は申請回数分ご準備ください。

2024年 4月 20日

医療機関の所在地 さいたま市浦和区高砂〇-〇  
医療機関の名称 △△病院  
診療科 婦人科  
主治医氏名(自署) ×× ●●

温存後生殖補助医療の対象者(※2)	ふりがな	さいたま はなこ		生年月日	1994年 4月 1日生	
	氏名	埼玉 花子		性別	男 ・ <input checked="" type="radio"/> 女	
配偶者(事実婚を含む)	ふりがな	さいたま たろう		生年月日	1994年 10月 1日生	
	氏名	埼玉 太郎		性別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女	
小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の温存後生殖補助医療指定医療機関ですか。				<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ		
対象者又は配偶者は、過去に温存後生殖補助医療の助成を受けたことがありますか						
ない ・ <input checked="" type="radio"/> ある → 過去 ( 1 ) 回を受けた (助成を受けたことがある場合) 助成を受けた都道府県名 ( 埼玉県 ) 温存後生殖補助医療実施医療機関名 ( △△病院 )						
治療方法	I	助成対象となる治療は、妊孕性温存療法実施後に実施した次の治療です。 該当する番号に○を付けてください。			生殖補助医療開始日 (2024年 4月 1日)	
		① 凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 2 凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療 3 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 4 凍結した精子を用いた生殖補助医療			生殖補助医療終了日 (2024年 4月 15日) ※上記開始日と同じ場合も記載してください。 備考 ( )	
	II	該当する記号に○を付けてください。 A 新鮮胚移植を実施 B 凍結胚移植を実施 <input checked="" type="radio"/> C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 D 人工授精を実施 E 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 F 受精できず G 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止				
III	他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。(※3) 他医療機関への依頼 あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし 医療機関名 ( ) 依頼内容 ( ) 院外処方 <input checked="" type="radio"/> あり ・ なし → 「あり」の場合は、裏面の領収金額 内訳証明書に記載してください。					
領収金額合計		150,000 円 (内訳は裏面のとおりに)				
備考						

「はい」の場合は、依頼先の医療機関へ様式第2-3号の記載を依頼してください。

院外処方分も含めた金額を記載してください。  
裏面の領収金額合計と一致させてください。

- ※1 妊孕性温存療法により凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療のこと。
- ※2 妊孕性温存療法を受け、生殖補助医療に用いた凍結胚体の提供者又は凍結胚体を再移植した方の氏名を記載すること。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接関係する費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

(裏面)

領収金額 内訳証明書

項 目	費 用
検査に要した費用	40,000 円
凍結胚移植に要した費用	100,000 円
妊娠判定に要した費用	5,000 円
院外処方	5,000 円
	円
	円
合 計	150,000 円

治療期間
2024年 4月 1日～ 2024年 4月 15日

表面の治療期間と一致させてください。

領収金額に関する問合せ先	
担当課	医事課
担当者	〇〇
電話番号	048-830-3599

治療内容(表面)に関する問合せ先	
担当課	産婦人科
担当者	△△
電話番号	048-830-4809

- ・ 助成対象となる治療費のみを計上してください。
- ・ 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ・ 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合の費用は対象外です。
- ・ 一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので、本証明書には記載不要です。